

用語等の説明

(五十音順)

NPO	「Non Profit Organization」という言葉の頭文字をとったもので、一般に「民間非営利団体」と訳されています。
公の施設	住民の福祉を増進する目的をもって住民の利用に供するために普通地方公共団体が設ける施設をいいます。(地方自治法第244条)
公の施設の見直し	公の施設の管理について指定管理者制度が導入される前提として施設自体の必要性を検証すること、および本県における極めて厳しい財政状況の中、限られた経営資源を真に必要な分野に重点的に活用することが求められることから、公の施設について一層効率的な運営を図るとともに、社会経済情勢や県民ニーズの変化、利用状況等を踏まえ県立施設として存続することの必要性を含め、そのあり方について見直しを行ったものです。 「財政危機回避のための改革プログラム」取組期間中において、施設のあり方の見直しの視点と基準に基づき、個別施設ごとにその方向性を明確にしています。
基金	一定の目的のために資金を積み立てておくもので、いわば家計での貯金にあたり、県の場合は条例によって設置しています。基金の積み立ても、また、取り崩しも歳入歳出予算に計上し、議会の議決を経て行っています。 【主な基金の内容など】 「財政調整基金」...県の年度間の財源の不均衡を調整するための基金です。例えば、近年のような景気の低迷で県税収入が少なくなった場合に、取り崩して歳入不足を補います。 「県債管理基金」...県債の将来の償還(公債費の支出)に備えて積み立てておく基金で、近年のように、公債費の支出が増加してきた際に、取り崩して公債費の支出に充てます。 財政調整基金は、その設置目的から、また、県債管理基金は、公債費の支出が毎年度一定額はあり、県税収入の動向などに応じてそれを補うことができることから、この二つの基金は、「財源調整機能」がある、と言います。 「特定目的基金」...財政調整基金と県債管理基金以外の基金をまとめて「特定目的基金」と言います。例えば雇用の創出のための支出や環境活動への支援、一定の施設の整備など、条例で定められた目的(特定目的)を計画的に実施することができるよう、その用途に限って取り崩すことができることとして、設置している基金です。
行政経営戦略会議	地域経営の主体としての役割を担いつつ、より質の高い県政運営を行うために県が設置している庁内の会議で、行政経営改革、政策調整、予算編成に関することなどについて、審議、決定する機関です。構成員は知事以下三役、各部局長等です。
近接および補完の原理	ヨーロッパ地方自治憲章に謳われている原則で、その第4条第3項では、「公的な責務は、一般に、市民に最も身近な地方自治体が優先的に履行する。他の地方自治体への権限配分は、仕事の範囲と性質および能率と経済の要求を考慮して行われる。」とされています。

	<p>つまり、地域の課題は、住民の責任ある選択により、総合的、主体的に解決することが重要であることから、課題の解決は、住民の意思の反映などを最も行いやすい市町村が優先的に行い、県は市町村ではできないことを行うという考え方です。</p> <p>なお、「市町村優先の原則」も同様の意味です。</p>
県債	<p>県の財政運営は、ある会計年度の支出（歳出）は、当該年度の収入（歳入）で賄うことが基本ですが、県債は、例外として認められた、年度を超えて借入する借金です。</p> <p>例えば、河川整備や施設の建設を行うような場合、一時に多額の支出を必要としますが、整備された河川や施設などは、後年度に渡って県民への利用等に供されます。このため、整備年度だけの県税などで費用を賄うよりも、借金をして整備の費用に充て、後年度の税金などで借金の返済を行う（公債費として支出する）方が、将来に渡っての負担の公平が図られることとなります。こうした場合などに、一定の制限のもとで、県債を発行することが認められています。</p> <p>一方で、県債を発行（起債）することは、将来の公債費を増加させることにつながりますから、種々の制限が設けられており、県債の発行は、そうした制限を守って行っています。</p>
国庫補助金	<p>国が地方公共団体等に対し、特定の事務事業を奨励する等、その施策を行うために特別の必要がある時や地方公共団体の財政上特別の必要があると認められる場合において、当該地方公共団体等に支出されるお金です。</p>
コンプライアンス制度	<p>「コンプライアンス」とは英語の「法令遵守」という意味で、行政事務や事業を行う上で、それが法律、条例、規則にのっとっているかどうかチェックするシステムを言います。</p>
財政調整基金	<p>「基金」の項目を参照して下さい。</p>
三位一体の改革	<p>国の予算編成などの指針となる「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」で定められた改革の一つで、平成16年度予算から実施されています。</p> <p>地方公共団体の歳出額に対し、自由に使える地方税の割合が極端に小さいことから、その割合を高めるため、国から地方への税源移譲とともに、これと密接に関連している国庫補助負担金および地方交付税の改革を一体的に行おうとするものです。</p>
滋賀県行政システム改革新方針	<p>滋賀県の行政改革を進めるために、平成14年4月に策定したものです。</p> <p>従来の行政のスリム化を進める「量の改革」に加えて、目的志向や県民との協働を推進するという「質の改革」を目指したもので、取り組み期間は、概ね3年から5年です。</p>
市町村優先の原則	<p>「近接および補完の原理」の項目を参照して下さい。</p>
指定管理者制度	<p>平成15年度の地方自治法の一部改正により導入された制度で、地方公共団体が指定する「指定管理者」に公の施設の管理を代行させるものであり、企業やNPOなどの民間事業者も指定管理者になることができるものとされています。</p>

人件費	<p>県の歳出のうち、知事部局や教育委員会、警察などの職員の給与費や退職金、議会議員の報酬、各種委員会の委員の報酬、社会保険料等の共済費などの経費を言います。なお、義務教育（小・中学校）にかかる教職員の給与費等についても、県が支出をしていますので、県の人件費に含まれています。</p>
選択と集中	<p>限られた財源を有効に活用するため、県として真に必要な施策に、できる限り、財源を集中的に投資しようとする考え方です。</p>
地方交付税	<p>国税のうち、所得税や法人税、消費税などの一定割合の額で、地方公共団体が等しくその事務を行うことができるよう、一定の基準によって国が交付する税のことで、歳入に占める割合はほぼ県税収入と同じくらいであり、大きなウェイトを占めています。地方公共団体が独自に収入することはできません。</p>
	<p>地方交付税の交付額は、概ね次のような算式により、各地方公共団体ごとに、毎年度、国で決定されます。</p> $\text{地方交付税の交付額} = (\text{基準財政需要額} - \text{基準財政収入額}) \times \text{調整率}$ <p>基準財政需要額...各地方公共団体が標準的な行政活動を行うのに必要と見込まれる歳出の総額</p> <p>基準財政収入額...各地方公共団体の当該年度の標準的な税収等の総額と見込まれる額</p> <p>調整率 ...当該年度の国全体での地方交付税の総額をあわせるための割り落とし率（1に近い、微調整のための率です。）</p>
ナショナル・ミニマム	<p>国の責務として、すべての国民に対して保障されるべき最低限の行政サービスの水準を言います。</p>
法人二税	<p>法人県民税と法人事業税のことで、県税収入のうちの基幹的な税目であるという意味を含めて、あわせて「法人二税」と言います。</p> <p>なお、滋賀県は、製造業を中心とした第二次産業に特化した産業構造となっていることから、都道府県のうちでも、「法人二税」が県税収入に占めるウェイトが特に高くなっています。このため、県税収入が、景気の動向に影響されやすいものとなっています。</p>
法的整理	<p>倒産処理を法律に沿って行う手法をいい、その根拠法令には、破産法・会社更生法・民事再生法・会社整理（商法）・特別清算（商法）があります（いわゆる倒産5法）。</p> <p>なお、支払不能に陥るおそれのある債務者が負っている金銭債務にかかる利害関係の調整を促進するために、民事調停法の特例として特定調停法に基づく調停があり、ここでは特定調停を含めて使用しています。</p>
ローカル・オペティマム	<p>地方公共団体が、地域住民のニーズに応じて、地域ごとに最適の施策の組合せを探求することにより実現されるもので、それぞれの地域が選択する、地域ごとの最適状態を言います。</p>